

○八女西部広域事務組合火葬場使用条例

(昭和 54 年 10 月 1 日 条例第 26 号)
改正 昭和 60 年 12 月 2 日条例第 1 号
平成 21 年 2 月 19 日条例第 2 号
令和元年 7 月 10 日条例第 3 号
令和 4 年 2 月 1 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、八女西部広域事務組合火葬場（以下「火葬場」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用許可)

第 2 条 火葬場を使用しようとする者は、組合長に申請して許可を受けなければならない。
2 死亡者が組合構成市町（以下「関係市町」という。）の居住者でないときは、組合長において支障がないと認める場合に限り、これを許可することができる。

(許可の取消)

第 3 条 組合長は、前条の規定により許可した者（以下「使用者」という。）で次の各号の一に該当するときは、許可を取消することができる。
(1) 許可の申請に偽りその他不正があったとき。
(2) 法令又はこの条例に違反したとき。
(3) その他組合長が取消す必要があると認めたとき。

(使用料)

第 4 条 使用者は、別表第 1 に定める使用料を納付しなければならない。
2 使用料の納付は使用の際、徴収する。

(手数料)

第 4 条の 2 火葬場の使用に関して証明書が必要な場合には、別表第 1 に定める手数料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 5 条 組合長は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。
(1) 死亡者が関係市町の居住者で、生活保護法の適用を受けるもの
(2) 組合長において減免の必要がある特別の理由があると認めたもの

(使用料の返還)

第 6 条 既納の使用料は、組合長において特別の理由があると認める場合のほか、これを返還しない。

(損害の賠償)

第7条 使用者が火葬場施設の使用中に建物、器物その他樹木等を破損し、又は紛失したときは、組合長が定める損害額を賠償しなければならない。

(過料)

第8条 組合長は、詐偽その他不正の行為により、この条例の定める使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する額の範囲内で過料を科することができる。

(事務の委任)

第9条 第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条において、組合長が行う事務を関係市町の長に委任することができる。

(必要な事項の制定)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年12月2日条例第1号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月19日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月10日条例第3号)

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月1日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

区分		単位	使用料	
			死亡者が関係市町内の居住者であった場合	死亡者が関係市町外の居住者であった場合
遺がい	大人（12才以上）	1 体	2,000 円	50,000 円
	小人（12才未満）	1 体	1,500	35,000
	死産児	1 体	800	20,000
人体の一部、汚物等		1 件	500	10,000
遺がい安置料		1 日	1,000	3,000
告別室使用料（儀式用）		1 回	10,000	50,000

備 考

- 1 改葬のために使用する火葬使用料は半額とする。
- 2 証明書の交付手数料は1件300円とする。